

第76回定例会 質疑通告書

| 質 問 者 | 答弁を求 める 者 | 質 問 の 要 旨 |
|-------|-----------------|---|
| 西村 秀一 | 市 長 担当部長 | <p>議案第 69 号 淡路市行政組織条例の一部を改正する条例制定の件 組織を見直そうとする目的並びに改編によるメリットは何であるか。</p> <p>議案第 70 号 淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件 淡路市職員の給与に関する条例（市条例 49 号）と淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（市条例 46 号）の議案を分離して出さないのはなぜか。</p> <p>議案第 77 号 財産の処分の件（アソンプレホール隣接市有地） 売却予定地内に先般の台風で護岸が崩れている場所があるが、そのまま売却することに問題はないのか。</p> <p>議案第 83 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件「陶芸館」</p> <p>議案第 84 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件「中浜稔猫美術館」 これら 2 件の指定管理料が前回より大幅に増えているが、その理由は何か。</p> |

第76回定例会 質疑通告書

| 質問者 | 答弁を求める者 | 質問の要旨 |
|------|---------|---|
| 鎌塚 聡 | 市長 | <p>議案第68号 淡路市下水道事業の設置等に関する条例制定の件</p> <p>1 条例案3条の経営の基本に、常に企業の経済性を発揮するとある。また、公営企業会計の適用には、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現するという趣旨があると思うが、その行き着く先は独立採算という認識なのか。</p> <p>2 一般会計の繰り入れ (1) 繰入基準以上の繰り入れの考え方 (2) 今後の一般会計の繰り入れ見込みは29年決算と比べ、どのように推移していくことになる見込みか。</p> <p>3 大臣通知には、民間事業者によるPPP/PFIの参入の促進の記載もある。この下水道の公営企業会計の適用は、同通知の要請に基づきと提案説明にあるが、PPP/PFIについても具体化を進める計画があるのか。</p> <p>4 議会の議決 (1) 公営企業法40条2項では、訴えの提起、和解などを条例に明記すれば議決の対象となるが、条例案の6条ではそれらが含まれていない。なぜこれらは含まれていないのか。 (2) 公営企業法40条1項では、契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分についても議会の議決を要しなくてもいいことになる。とはいえ、契約の締結などの際に独自に議会の承認を得る方法を用いることは可能と考えるか。</p> <p>議案第73号 淡路市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>1 本四仁井バス停駐車場の有料化の議案だが、 (1) 下り路線側の道路周辺の現状の駐車状況は、有料化によってどのようになるのか。 (2) 今年7月からの遠田駐車場の有料化後の駐車台数の推移は、市の想定と比べどのような影響が出ているのか。</p> |

第76回定例会 質疑通告書

| 質 問 者 | 答弁を求 める者 | 質 問 の 要 旨 |
|-------|----------------------------|--|
| 戸田 雄士 | 市 長 教育長 担当部長 | <p>議案第76号 淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例制定の件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議案提出に至る理由 2 岩屋地域住民の今後の使用と周知について |